

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和6年9月18日（水）
午前9時24分 開会
午後0時17分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 芦田 竹彦
副委員長 小森 弘詞
委員 荒木 慎太郎、太田 智博、
須山 泰一、田中 藤一郎、
米田 達也
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 次長 坂本 英津子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長

芦田 竹彦

文教民生委員会・文教民生分科会次第

日時：2024年9月18日（水） 9:30 ～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

(2) 請願・陳情の審査

ア 請願第3号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に関する件

(3) 意見・要望のまとめ

ア 分科会意見・要望のまとめ

イ 委員会意見・要望のまとめ

(4) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

4 報告事項

(1) 豊岡市手話言語条例（案）に係るパブリックコメントの実施について （社会福祉課）

(2) 育児休業中の保育認定について（幼児育成課）

(3) 市民体育館解体後の跡地整備について（文化・スポーツ振興課）

(4) 豊岡市こども計画策定にかかる考え方について（こども未来課）

5 その他

6 閉 会

令和6年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

第58号議案	豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第59号議案	豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第60号議案	豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第63号議案	令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
第64号議案	令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
第65号議案	令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
第66号議案	令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
第67号議案	令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第2号）
第68号議案	令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）
第73号議案	令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
第74号議案	令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
第75号議案	令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第76号議案	令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第77号議案	令和5年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第78号議案	令和5年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第85号議案	工事請負契約の締結について
第86号議案	豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

第62号議案	令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）
第72号議案	令和5年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

文教民生委員会・分科会 審査日程表（案）

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 内 容（黒字：委員会、赤字：分科会）
9月17日 （火） 9：30～ 第2委員会室	【くらし創造部】 生活環境課	説明・質疑 ㊦ 第72号議案 R5年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書
	【市民部】 窓口サービス課 国保・年金課	
	【各振興局】 市民福祉課	
	【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 福祉監査課 健康増進課	説明・質疑 ㊦ 第72号議案 R5年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書
	・・・・・・・・	・・・・・・・・ 当局職員一部退席 ・・・・・・・・
	【くらし創造部】 生活環境課	個別に説明・質疑・討論・表決 ●73号 ㊦決算：国民健康保険事業特別会計（事業勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書
	【市民部】 国保・年金課	●74号 ㊦決算：国民健康保険事業特別会計（直診勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書
	【健康福祉部】 高年介護課 健康増進課	●75号 ㊦決算：後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書
		●76号 ㊦決算：介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書
		●77号 ㊦決算：診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書
		●78号 ㊦決算：霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 内 容（黒字：委員会、赤字：分科会）
9月17日 （火） 13：00～ 第2委員会室	【こども未来部】 こども未来課 こども支援課	説明・質疑 ㊦ 第72号議案 R5年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書
	【観光文化部】 文化・スポーツ振興課 新文化会館整備推進室	説明・質疑 ㊦ 第72号議案 R5年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書
	【教育委員会】 教育総務課 学校教育課 幼児育成課 社会教育課	説明・質疑 ㊦ 第72号議案 R5年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書
	<u>当局職員退席後、 委員のみで審査を行 います。</u>	討論・表決 ㊦ 第72号議案 R5年度一般会計決算認定 意見・要望のまとめ <u>《第72号：分科会審査意見、要望等のまとめ》</u> <u>《第73～78号：委員会審査意見、要望等のまとめ》</u>

※ ㊦（赤字）は予算決算委員会 文教民生分科会分担議案、●（黒字）は文教民生委員会 付託議案です。

※ 第72号議案の「説明、質疑」は部単位（くらし創造部・市民部は一括）で行い、当局退席後に「討論、表決」を行います。

第73～78号議案は、個別に「説明、質疑、討論、表決」を行います。

※ 17日中に決算認定の討論、表決を行い意見要望の取りまとめを行います。

審査日程	所 管 部 等 名	審 査 内 容（黒字：委員会、赤字：分科会）
9月18日 （水） 9：30～ 第2委員会室	【くらし創造部】 生活環境課 【市民部】 国保・年金課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 【観光文化部】 文化・スポーツ振興課 【教育委員会】 教育総務課	個別に説明・質疑・討論・表決 ●58号 豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について ●59号 豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について ●60号 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について ●63号 ⑥補正：国民健康保険事業特別会計（事業勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●64号 ⑥補正：国民健康保険事業特別会計（直診勘定） ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●65号 ⑥補正：後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●66号 ⑥補正：介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●67号 ⑥補正：診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●68号 ⑥補正：霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●85号 工事請負契約の締結について ●86号 豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
（10:10頃～）	上記部署に加え 【市民部】 窓口サービス課 【こども未来部】 こども未来課 こども支援課 【教育委員会】 学校教育課 幼児育成課 社会教育課	説明・質疑・討論・表決 ㊦第62号議案 R6年度一般会計補正予算（第4号）
	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・ 当局職員退席 ・・・・・・・・・・

[illegible]

※ 委員会審査分終了次第、第 62 号議案関係部署も出席します。

文教民生委員会重点調査事項

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について

文教民生委員会名簿

2024. 9. 18

【委員】

職 名	氏 名
委 員 長	芦 田 竹 彦
副 委 員 長	小 森 弘 詞
委 員	荒 木 慎太郎
委 員	太 田 智 博
委 員	須 山 泰 一
委 員	田 中 藤一郎
委 員	米 田 達 也

7 名

【当 局】出席者に着色をしています。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
くらし創造部 生活環境課長	和田 哲也	こども未来部 こども未来部長	永井 義久
生活環境課参事	佐田美佐樹	こども未来課長	若森和歌子
市民部 市民部長	植田 教夫	こども未来課参事	佐伯 勝巳
窓口サービス課長	川崎 智朗	こども支援課長	吉本 努
国保・年金課長	恵後原孝一	観光文化部 観光文化部長	米田 紀子
城崎振興局 市民福祉課長	西松 秩里	文化・スポーツ振興課長	原田 泰三
竹野振興局 市民福祉課長	吉村 容子	文化・スポーツ振興課参事	福井 孝道
日高振興局 市民福祉課長	小野 弘順	文化・スポーツ振興課参事	小川 一昭
出石振興局 市民福祉課長	成田 和博	文化・スポーツ振興課参事	藤原 孝行
但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高	文化・スポーツ振興課参事	武縄 真明
		新文化会館整備推進室長	櫻田 務

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部 健康福祉部長	原田 政彦	教育委員会 教育次長	正木 一郎
社会福祉課長	丸谷 祐二	教育総務課長	木之瀬晋弥
高年介護課長	定元 秀之	教育総務課参事	野崎 律男
高年介護課参事	木村 弥江	教育総務課参事	栞垣 敦子
高年介護課参事	玉島 正雄	教育総務課参事	本庄 昇
福祉監査課長	宮野 千晶	教育総務課参事	加藤 哲夫
健康増進課長	宮本 和幸	学校教育課長	寺坂 浩司
健康増進課参事	村尾 恵美	学校教育課参事	吉谷 孝憲
健康増進課参事	武田 満之	学校教育課参事	服部 隆
		幼児育成課長	向原 芳江
		幼児育成課参事	河本 美佳
		幼児育成課参事	三輪 純子
		幼児育成課参事	谷口 祥規
		社会教育課長	旭 和則

【事務局】

合計 37 名

職 名	氏 名
議会事務局次長	坂本英津子

午前9時24分 委員会開会

○委員長（芦田 竹彦） 皆さん、おはようございます。今日、18日ということで、ただいまから文教民生委員会を開会をいたします。着座にて失礼します。

昨日に続きまして、一般会計に関する予算及び決算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託されまして、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は委員会と分科会を適時切り替えて行いますので、ご協力をお願いいたします。

これより協議事項の（1）付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、本日は、昨日で審査の終了した議案を除いて、当委員会に付託された議案の審査を行い、その後、分科会審査に切り替え、審査を行います。

次に、請願・陳情の審査を行い、報告事項に入ります。

続いて、委員のみで協議事項の（3）番、意見・要望のまとめ以降の協議を行う予定としております。

なお、当局出席者についてですが、分科会審査からの関係部署は分科会審査の時間から出席いただくよう要請しておりますので、ご了承をお願いします。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズの議事進行にご協力をお願いいたします。

また、発言の最初には、昨日ちょっとあったんですけども、必ず課名と名字を名のってからお願いいたします。

それでは、まず、第58号議案、豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

社会福祉課、丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） それでは、議案書の61ページをご覧ください。第58号議案、豊岡市

立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をさせていただきます。

64ページの条例案要綱によりご説明をさせていただきます。

改正の内容は、現在7つございます健康福祉センターのうち、昨年から協議を進めてまいりました城崎地域公共施設の機能集約に関連をしまして、当該城崎健康福祉センターを廃止し、施設を民間活用にする目的で所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を令和7年4月1日としております。

なお、65ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧をください。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） 城崎の健康福祉センターを廃止するというふうな条例で、その跡地とか、その後は何か考えられてるのか、その辺り、いかがでしょうか。

○委員長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 昨年実施をされました城崎地域におけるサウンディング型の市場調査というのを実施をされております。その際には、城崎文芸館であるとか、麦わら細工伝承館であるとか、あわせて城崎健康福祉センターについても、どういった活用ができるのかというご提案をいただいております。

その中で、観光施設として、旧城崎の学校給食センターと合わせて活用が可能であるというふうなご提案をいただいていたということがございますので、そういったアイデアを軸にして活用がされるものであるというふうに理解をしております。

○委員（田中藤一郎） ありがとうございます。

○委員長（芦田 竹彦） ほかにございませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 健康福祉センター廃止ということですが、昨年、全員協議会か何かで説明があって、城崎の中でそうやって公共施設の再編の議論の、されてきた結果だというふうには受け止めていますけど、たしか社協と玄さん体操の会場が振興局に移るということだったように思うんですけど、その2つだけが、今、健康福祉センターで使って、されてることなんですか。

○委員長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 現在、城崎健康福祉センターには、指定管理者として市の社会福祉協議会の城崎支所がいらっしゃいます。それとあわせて、市の委託事業であります、先ほどの健康づくり事業を実施をしていただいております。それ以外の貸し館等の利用については非常に些少でございます、大体の機能をほかの公共施設でも確保可能であるというふうなことで考えてございます。

現在の定期的な利用というのは、委員ご指摘のとおり、事務所としての利用と、あと市の委託事業としての利用というふうになっております。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。

ちなみに、社協に関しては、この城崎以外に関しては、何かそんな同じような話はあるんでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 現在、市の社会福祉協議会におきましては、各合併前の旧市町にそれぞれ支所を持っていっぱいます。その機能については、社会福祉協議会のほうで、例えば統合であるとか、廃止であるとかということをお考えになられることであるとは考えておりますが、今のところ、そういったお話はお聞きをしておりません。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） すみません、もう一回、ちょっと言い間違えました、社協じゃなくて、健康福祉センター、ほかのところは大丈夫ですかね。

○委員長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 失礼しました。現在

の健康福祉センターにつきましては、それぞれの豊岡、出石、日高については健康福祉センターを維持していくことで、それは決定をいただいております。

それから、竹野、城崎、但東の3か所については、その在り方を指定管理期間を2年間延長をして検討するようにということで、今回、竹野は子育てセンターの移転ということで活用が昨年決まっておりますし、この4月から稼働しております。城崎については、今回廃止ということで決定を受けて、あと、但東につきましては、今後、その在り方について検討を引き続き続けていくということになっております。以上です。

○委員（須山 泰一） ありがとうございます。

○委員長（芦田 竹彦） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第58号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第59号議案、豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 議案書の69ページをご覧ください。第59号議案、豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、長寿園の開館時間を変更するとともに、休養室を廃止しようとするものであります。

72ページをご覧ください。改正の内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

まず、1の（1）は、第4条の4関係で、現在の

長寿園の開館時間は午前9時から午後10時までとなっておりますが、過去10年間、午後6時以降の利用がないため、閉館時間を午後10時から午後5時に変更いたします。

また、(2)は、別表関係で、利用がない貸し館の休養室を貸付けにより有効活用するため廃止するとともに、閉館時間を午後5時に変更するため、午後6時から午後10時までの施設の使用区分を廃止いたします。

2の附則で、この条例は、令和6年10月1日から施行することとします。

なお、73ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第59号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第60号議案、豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

文化・スポーツ振興課、原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 75ページをご覧ください。第60号議案、豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明します。

78ページをご覧ください。条例案要綱でご説明したいと思います。

本案は、豊岡市民体育館を廃止し、火曜日を総合

体育館の開場日とするため、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則の(1)で、この条例につきましては、令和7年1月1日から施行するということしております。附則の(2)では、豊岡市の都市公園条例について、所要の規定の整理を行うということしております。

79ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、ご覧いただけたらと思います。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） すみません、これまで説明はされてたと思うんですけど、市民体育館の後はどうなるんですか、もう一回、教えてください。

それから、総合体育館のほう、ならもう年中無休ってことでしょうか、それは休みがないですけど、それは大丈夫でしょうか。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） まず1点目ですけども、市民体育館につきましては、12月末で閉館いたしまして、その後は解体ということになるわけですけども、その後は中央公園の整備といましようか、拡充ですね、今の中央公園の関係で、また、後ほど説明をさせていただくことになると思いますけども、そういった形で進んでいくということになってございます。それが1点目です。

それから、2点目につきましては、総合体育館、結果として火曜日休館がなくなるわけですけども、それ以外、年末年始、そういった期間というものもございますし、ほかの日高文化体育館もそうですけども、あそこも休館日は通常はないというようなやり方しておりますので、その辺りは、職員を交代しながらいろんな対応をしていく、メンテナンスについても、やむなくそういったことでメンテナンスのために休館というようなことが臨時であるかもしれませんが、一応そういった実績がございますので、特に問題はないと考えております。以上で

ざいます。

○委員（須山 泰一） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（芦田 竹彦） ほかがございませんか。

太田委員。

○委員（太田 智博） すみません、1点教えてください。

この議案が可決した後、年内に、様々な市民に廃止の周知をされていくと思うんですね。というのが、予約がもうできませんので、来年以降の、周知されていくと思うんですけど、その周知方法と、今のとよおかコミュニティ31が、結構体育館の利用をされてるんですけど、その辺は、コミュニティのほうも、もう既にご存じのことですので、移行については検討されてると思うんですけど、各種団体様が、この体育館、使われてると思うんで、どういうちょっと周知方法されていこうとされているのか。

もう1点、総合体育館のほうを含めての予約システムがまだ起動してない中で、これから様々な体育施設をDXでやっていくという話は聞いてるんですけど、それも含めて、ちょっと分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○委員長（芦田 竹彦） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） まず1点目、周知のほうなんですけども、既にご承知なこともあると思いますけども、あらかじめ市民体育館の利用者、総合体育館の利用者につきましては、何度か説明会を開催をさせていただいてまして、今後、そういった方々、特に市民体育館の利用者の方々の行き先が困らないようにというように、議員の皆さん方からもいろいろ質問等でいただいておりますので、円滑に移れるようにというように、あらかじめ、そういったことも市としては考えてますというように触れてきてございます。ほかの施設の利用というように、円滑に進めるうちの一つの手段として考えているというようにもご説明させていただきました。今後につきましても、ここで、議会のほうでお認めいただけましたら、また、同じような形で利用者の方に周

知をさせていただくというようになります。

それから、あらかじめ市民体育館の定期利用の方が12団体ほどあるんですけども、そちらの方々は、ほとんどの団体が総合体育館の利用のほうに移ってくださっております。それで、移ってくださる予定にしてる団体もありますし、もう既に移ってるというように団体もございまして、ちょうど4分の1面利用だったりとか、時間区分利用だったりとかのやり方が変わったというようにところで、うまくはめ込まれたというイメージを持っております。でするので、そういった定期利用の方々は、既にそういった動きをなさってくださってるというのが現状でございます。

それから、あと、コミュニティ31ですか、そういったところが、市民体育館とか使われるというように、あるとは思いますが、単発的な利用と認識しておりまして、文化祭だったりとかで利用されてらっしゃるのではないかとということで、私どもの中での定期利用というくくりの中には、そういった団体が入ってないものですから、主にスポーツ団体、競技団体というように、ところの利用を円滑に進めるための移行を、今、順次やってきてるというようにございまして、そういった団体につきましては、既存の会議室であったりとか、少し離れてしまいますけど、別の会場を使われるみたいなこともあるのかもしれませんが、そこは主催団体にお聞きしないと分からないかなというふうに考えております。

それからあと、最後の予約システムでございますが、一応ですけども、来年度からは、そういったDXの観点からということで予約ができるようになります。ですけども、市民体育館がなくなりますので、そこは除いて、例えば総合体育館だったり、竹野だったり、日高だだりの体育施設なんかをうまくリアルタイムに予約状況を把握していただいて、どの種目かどの時間帯に使われてるから、次の時間帯なら空いてるみたいなことが見えてきますので、そういった利便性の面からのアクセスになるのかなと思ってございまして、順次利用団体様向けの、

例えば電子キーの使い方だったりとか、予約システムの説明会なんかは、今はまだ施設管理者側の説明が多いと思いますので、利用者の方、スポーツ21だったり、そういった団体向けには、今後、本格稼働するまでには説明の場を持ってまいりたいなというふうには考えてます。スケジュール的には、いついつにどういった説明会をするというようなことは、ちょっと今持ち合わせておりません。以上でございます。

○委員長（芦田 竹彦） 太田委員。

○委員（太田 智博） 予約管理システムは、来年度ですか、来年ではなくて、来年度。

○委員長（芦田 竹彦） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 来年度の予約に向けた予約というのを、今年度中に始まるというようなことなので、来年度からというのは、すみません、ちょっと言い方が間違っておりまして、来年度の使用について、今年度からその予約ができるようになるということですけども、ちょっとまだ具体的にいついつ説明会をするということは、今持ち合わせておりませんが、そういった機会は必要と考えております。以上です。

○委員（太田 智博） ありがとうございます。

○委員長（芦田 竹彦） ほかがございませんか。
荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） すみません、1点だけ失礼します。

ほかの体育施設が、例えば火曜日、これまでどおり休館ということが多分続くのかなと思うんですけども、例えば陸上競技場だったりとかですね。体育館が開いてるんだから、こっちも開けてくれよという声が出ないのかと、その点だけ心配があるんですけど、何か対策、考えておられたりしますか。

○委員長（芦田 竹彦） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 今回の総合体育館の休場日の廃止というのは、あくまで市民体育館を使ってらっしゃった方を中心として、その方々が円滑に場所を失わないようにというようなことで取り組んだというようなことの前提がござ

います。

今のところ、今、議員が言われたような、ほかが開いてるのにといいようなことに対する対応というのは、具体的にはちょっとまだ考えてないんですけども、原課といたしましては、なるだけ利用しやすいような、例えば休場日だったり、休館日だったりというようなことの考え方というのは、そういったご意見とか要望とかがあれば、当然考えていかなくてはならないなというふうには考えてございます。以上です。

○委員（荒木慎太郎） はい。

○委員長（芦田 竹彦） ほかがございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第60号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第63号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 議案書の185ページをご覧ください。第63号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,651万9,000円を追加し、予算の総額を89億7,288万4,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、196、197ページをご覧ください。
まず、歳出でございます。

人件費につきましては、上の太枠の説明欄、1行目、一般管理費の人件費207万8,000円の減額及び同じページの下段、特定健康診査等事業費の人件費1万8,000円の減額は、いずれも職員配置の変更等によるものでございます。

次に、人件費以外では、上の太枠の下から6行目、一般管理費411万6,000円の増額は、被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証を安心して利用できるように、被保険者の方に加入者情報等の通知をするための費用及び10月1日からの郵便料値上げ改定に伴う郵便料の増額費用並びに被保険者等の産前産後期間に係る国保税の減額措置に伴う国保情報データシステムの改修業務委託料になってございます。

また、その下の太枠の保健衛生普及費の保健事業費61万4,000円の増額につきましては、これも10月1日からの郵便料金値上げ改定に伴う医療費通知事務に係る郵便料の増額分でございます。

続いて、198、199ページお願いします。1つ目の太枠、基金積立金4,402万円の増額は、令和5年度の決算確定に伴い、繰越金等から償還金や繰出金を精算した後の剰余金等調整額を国民健康保険財政調整基金に積み立てるものでございます。

その下の太枠、諸支出金の償還金3,615万7,000円の増額につきましては、令和5年度の決算の確定により過大受入れとなっている保険給付費等交付金等を返還するためのものでございます。

また、その下の太枠、繰出金1,370万8,000円の増額につきましても、令和5年度の決算確定によりまして、過大繰入れとなっております一般会計からの繰入金を返還精算するものでございます。

続いて、歳入をご説明いたしますので、194、195ページをご覧ください。

歳入の内訳ですが、1つ目の太枠、国庫補助金286万6,000円の増額は、一般管理費で説明いたしました被保険者の加入者情報等の通知に係る補助金で、全額補助対象となっております。

次の県補助金につきましては、1行目の特別調整交付金22万6,000円の増額は、一般管理費の国保システム改修業務に係る補助金で、全額補助対象でございます。

その下の特定健診等負担金356万2,000円の増額は、特定健診等事業に係る令和6年度所要見込み及び令和5年度決算確定による特定健診等負担金に係る追加交付になってございます。

その下の太枠、一般会計繰入金の105万4,000円の減額は、一般管理費の人件費の減額及び郵便料金値上げ改定に伴う事務費の増額に対応して補正するものです。

その下の太枠の繰越金は、令和5年度の決算確定に伴うものでございます。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 昨日もここに関わって質問しましたが、後期高齢者の3割負担の割合とか、資料を出していただきましてありがとうございます。この国保に関しては9,000万円繰越しがあるということで、そこから国保基金に積立てが4,402万円ということでもいいでしょうか。

それで、これ、今年みたいなケースがいつもこうではなくて、例えば去年なんかは、補正で基金に積立てではなくて、基金から逆にたくさん引き出す必要があって、1億何千万円かの基金からの繰入れってなったんだと思うんですけど、そこら辺はそういう理解でええでしょうか。

それと、国保基金の総額は、だから、今、3億7,000万円にこの4,000万円が追加で4億1,000万円という感じでしょうか。その辺り教えてください。

○委員長（芦田 竹彦） 答弁願います。

恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） 9,000万円の繰越しに対して、今回、積立てをさせていただく4,000万円というのは、そのとおりでございます。

それから、前年度取崩し額が多かった分ですけれども、それは前年度のことですので、ちょっと関係がないといえますか、また別の話となっております。

それから、今回、4,000万円積み立てますので、今までありました基金の残額3億8,000万円弱に、この4,000万円が加わるということになります。また、今年度、いろんなことで調整して、基金のほうも動いてくる可能性もありますので、ご承知おきください。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） 分かりました。ありがとうございます。国保の基金が少し増えれば、その分、国保財政がちょっとようになったと、基金に関しては、全体として繰越しがたくさんあって、それがええことなのかどうなのかはまた別として、来年度は引き上げせんでええようになればええなと思いました。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 今のは意見やな。

○委員（須山 泰一） はい。

○委員長（芦田 竹彦） ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第63号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第64号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） それでは、議案書の203ページをご覧ください。第64号議案、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘

定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843万3,000円を追加し、総額をそれぞれ8,057万9,000円とするものです。

主な内容については、事項別明細書でご説明いたしますので、214ページ、215ページをご覧ください。

まず、歳出ですが、1款総務費の一般管理費については、資母診療所で使用している電子カルテ医事システムについて、訪問診療先でマイナンバーカードを使用したオンラインでの保険資格確認や、同じくマイナンバーカードを使用した生活保護の医療扶助の確認及び電子処方箋に対応した改修を行うため、増額補正を行うものです。

5款諸支出金の繰出金については、令和5年度の決算の確定に伴い、一般会計繰出金として増額補正を行うものです。

次に、歳入ですが、212ページ、213ページをご覧ください。

5款繰入金の増額については、今回の増額補正に伴う一般会計からの繰入金によるものです。

また、6款繰越金の増額については、令和5年度決算に伴うもので、7款諸収入の増額については、先ほど歳出で説明しました電子カルテ医事システムの改修に対する交付金によるものです。説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑は打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第64号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第65号議案、令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、217ページをご覧ください。第65号議案、令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,019万円を追加し、予算の総額を15億701万2,000円とするものです。

主な内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、228、229ページをご覧ください。

まず、歳出です。上の太枠の一般管理費187万8,000円の減額につきましては、人件費の調整による減額及び次期後期高齢者医療広域連合標準システムに係ります窓口端末用のパソコンのOSライセンス9台分の購入費用の増額によるものです。

次の太枠の徴収費13万円の増額は、10月1日からの郵便料値上げ改定に伴う保険料徴収事務に係る郵便料金でございます。

次の太枠の後期高齢者医療広域連合納付金3,095万円の増額は、令和5年度出納閉鎖期間中に徴収いたしました保険料の精算で、広域連合のほうに納付を行うためのものになります。

230、231ページをご覧ください。繰出金98万8,000円の増額は、令和5年度の決算確定により、一般会計繰出金を精算するものでございます。

戻っていただきまして、226、227ページをご覧ください。歳入ですが、繰入金の1枠目、事務費繰入金84万3,000円の増額は、歳出の一般管理費及び徴収費の事務費に係るもの、その下のその他一般会計繰入金259万1,000円の減額につきましては、一般管理費の人件費に係るものでございます。

次の太枠の繰越金3,193万8,000円の増額は、令和5年度の決算確定に伴うものでございます。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第65号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、第66号議案、令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 235ページをご覧ください。第66号議案、令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,411万9,000円を追加し、総額をそれぞれ104億3,594万7,000円とするものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書でご説明をいたしますので、246、247ページをご覧ください。

まず、歳出ですが、1款総務費711万4,000円の増額、その下、3款地域支援事業費の2項一般介護予防事業費712万6,000円及びその下の枠から248、249ページにまたがります3款地域支援事業費の3項包括的支援事業・任意事業費755万7,000円の減額につきましては、人件

費の調整によるものであります。

続きまして、5款積立金2億1,022万8,000円の増額につきましては、令和5年度繰越金から国県負担金等の精算による返納金及び一般会計繰出金を控除した残額を介護給付費準備基金へ積立金とするものであります。

また、その下、7款諸支出金の償還金2億1,341万7,000円、250、251ページの同じく諸支出金、繰出金の6,804万3,000円の増額につきましては、令和5年度の国県負担金等の精算による返納金及び一般会計繰出金によるものであります。

続きまして、歳入ですが、戻っていただきまして、244、245ページをご覧ください。7款の繰入金756万9,000円の減額につきましては、先ほど歳出で説明しました総務費及び地域支援事業費の補正によるものであります。

最後に、8款繰越金4億9,168万8,000円の増額につきましては、令和5年度決算の確定に伴うものであります。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第66号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第67号議案、令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。

健康増進課、武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） 議案書の255ペ

ージをご覧ください。第67号議案、令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,277万円を追加し、総額をそれぞれ3億918万1,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたしますので、268ページ、269ページをご覧ください。

まず、歳出ですが、1款休日急病診療所費から3款神鍋診療所費の施設管理費については、先ほど説明いたしました第64号議案と同様に、各診療所で使用している電子カルテ医事システムについて、オンラインでの保険資格確認や生活保護の医療扶助の確認及び電子処方箋に対応した改修を行うため、増額補正を行うものです。

次に、270ページ、271ページをご覧ください。4款高橋診療所費の施設管理費については、人件費の見込みによる減額補正と、先ほど説明しました電子カルテ医事システムの改修を行うため、増額補正を行うものです。

6款諸支出金の一般会計繰出金については、令和5年度決算の確定に伴い増額補正を行うものです。

次に、歳入ですが、264ページから267ページをご覧ください。264ページ、265ページの1款休日急病診療所収入から3款神鍋診療所収入の一般会計繰入金と雑入の増額及び266、267ページの3款神鍋診療所収入から4款高橋診療所収入の雑入と一般会計繰入金の増額については、今回の電子カルテ医事システムの改修のための増額補正に伴う一般会計からの繰入金と交付金によるものです。

6款繰越金につきましては、令和5年度決算の確定に伴う繰越金によるものです。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第67号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案、令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

生活環境課、佐田参事。

○生活環境課参事（佐田美佐樹） それでは、議案書275ページをご覧ください。第68号議案、令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

内容につきましては、本会議で部長が説明したとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ268万6,000円を追加し、総額を1,325万9,000円とするものです。

内容について、284、285ページをご覧ください。歳入ですが、令和5年度の決算確定により、前年度繰越金268万6,000円によるものです。

286、287ページをご覧ください。歳出につきましては、同額を霊苑整備基金積立金に計上するものです。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

田中委員。

○委員（田中藤一郎） ちょっと気になりますので、最近、墓じまいとか、いろいろなところで、そういったちょっと考えられないような状況が加速度的に進んでいかれるというふうに思う中で、この霊苑事業等々は必要であると思うんですけども、そういった今後の時代に合わせた中でいろんなことを考えておかないといけないというふうに思っているんですけど、その辺りのお考えとか、今後に向け

ての方向づけ等々は考えられてるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（芦田 竹彦） 和田課長。

○生活環境課長（和田 哲也） すみません、霊苑につきましては、委員おっしゃいますように、最近、墓じまいというところが多くございます。それに反して、新規の使用の申込みというのは、今年度でまだ3件ということにして、今年度の墓じまいはちょっと手元に持っておりませんけれども、昨年度は墓じまいのほうが多くてというような状況でした。

とは言いながら、今実際お使いいただいている方がまだ多数いらっしゃると思いますので、やめるという選択肢は当然ありませんし、かといって、大々的にPRして使ってくださいというような性質のものでございませぬので、しばらく静観といいますか、そういったことしかちょっと対応できないかなと考えております。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 僕の周りの親戚なんかでも、やはりちょっと墓じまいとかああいうふうな、要は豊岡に住んでいないからなかなか対応ができなくなったり、霊苑自体は大きいところで管理されるんでまだいいんでしょうけれども、本当にそういう時代が物すごい勢いで来ておりますので、静観もよろしいですけど、ある程度、少しずつですけど、しっかりと考えていただけるようお願いをしておきます。意見です。

○委員長（芦田 竹彦） 意見ですね、はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第68号議案は、原案のとおり可決すべきもの

と決定をいたしました。

次に、第85号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育総務課、木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 追加議案書17ページをお開きください。第85号議案、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、竹野地域小中一貫校整備建築工事の工事請負契約を締結するもので、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は竹野地域小中一貫校整備建築工事でございます。契約の方法は一般競争入札でございます。契約金額は8億7,780万円でございます。あとは記載のとおりでございます。

なお、19ページに工事概要を記載しておりますので、併せてご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） いろいろと新文化会館や豊岡病院の入札が不調になる中で、これ、竹野の場合は8億7,780万円ということ、これは当初の予定というか予算どおりだったんですか、教えてください。

○委員長（芦田 竹彦） 木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 当初の予算の範囲内で納まっております。

○委員長（芦田 竹彦） よろしいか。

○委員（須山 泰一） はい。

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって第85号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第86号議案、豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、追加議案書の21ページをご覧ください。第86号議案、豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、国民健康保険法の改正に伴い、被保険者証の廃止に係る所要の規定の整理を行おうとするものでございます。

24ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容につきましては、第11条関係で、国民健康保険法の規定により被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合の罰則に係る規定を削除することとしております。

2の附則におきましては、(1)で、この条例は、被保険者証の廃止施行日に合わせて、令和6年12月2日から施行といたしております。

(2)では、この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合、この場合といいますのは、令和6年12月2日に、現に被保険者証の交付を受けている世帯主が、令和6年12月2日以後に、国民健康保険税を納付しない、滞納している場合において被保険者証の返還を求められる場合の扱いのことをいいますけれども、この場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしております。

なお、25ページに新旧対照表を添付しております。

すので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 今説明してもらったこの附則の（２）のところが本当に分かりにくくて、これ、読んだところでは、今、少し後半のところが、滞納している場合の話だということで、ちょっとそこは分かったんですけど、前半、全く、これ、意味が分からないんですけど、何か把握されてる範囲でいいんで、もうちょっと分かるように詳しく説明していただけないでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（芦田 竹彦） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） （２）の前半といいますのが、私の説明の仕方がちょっと不十分だったかと思うんですが、このマイナンバー法、いわゆる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律というのも、マイナンバー法の改正のことなんです。これに伴う関係政令が出ております。これの第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合でございますが、先ほど説明いたしました、世帯主が保険税を滞納することによって、保険証の返還を、こちら、求めた場合で、その取扱いについてのことを、政令の第９条というのが言っておりまして、これの扱いに準じて、この条例の施行日以降、１２月２日以降の滞納分についても、まだ現行の被保険者証をお持ちの方がおられますので、その場合には、従前の例によるということで、現行の被保険者証を返還されない場合には１０万円の罰則がありますというふうな規定になっております。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） なら、あれですかね、要は全体としても滞納に対する罰則に関する規定だったということなんですかね。前半は分かりにくい記述ですけど、後半の部分が中心のことなのかと。

それで、それが削られるわけじゃないですか。い

ろいと思ったんですけど、例えばマイナ保険証の場合、滞納して返還とかいうのは、返還の規定がもう書いてはないけど、そういうのはない、資格確認書はどうなるかとかね、ちょっと思ったんですけども。最初言った滞納に対して保険証返還を求めるとい、元の規定がそういう規定なんですよ。ほかのことは特にないわけですよ。元がそういう規定の条例なんですよ、これ。それを、保険証がなくなるから、その返還を求めるとい、ここを削ったという感じなんですか。

○委員長（芦田 竹彦） 恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） １２月２日以降、被保険者証は廃止ということです、その規定の分を削っているというふうなことですし、原則、マイナ保険証の利用に変わっていきます。マイナ保険証といいますのが、マイナンバーカードに保険証の機能をひもづけたというふうなものになりますので、それを取り上げちゃうというか、返還を求めるとい、これは、マイナンバーカードが使えなくなると、もうそのもの自体が使えなくなるとい、すので、その返還は求めないというふうなことになりますし、資格確認書につきましても、同じ趣旨です、それは返還求められない。その代わりに考えられてますが、１０割負担の特別療養費、医療にかかれたときに１０割負担でかかっていた、特別療養費制度があります。保険にかかるとい、滞納者の方はその制度を使っていた、いうふうなことになると思います。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） ありがとうございます。今の最後の話も何かちょっと怖いような気がするんですけども、１０割払えなかったから診てもらえんというようなことが、今までと比べてどうなのかってあたりはちょっと疑問に思いましたが、これに直接関係ないかもしれないんで、いいです。ありがとうございます。

○委員長（芦田 竹彦） よろしいか。ほかにごい

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第86号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで委員会を暫時休憩をいたします。再開は10時30分。

午前10時23分 委員会休憩

午前10時28分 分科会開会

○分科会長（芦田 竹彦） ただいまより文教民生分科会を開会いたします。

それでは、第62号議案、令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、続いて所管に係る歳入等の順に一気に説明をお願いします。

質疑は、全ての部署の説明が終わった後、一括して行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、くらし創造部。

生活環境課、佐田美参事。

○生活環境課参事（佐田美佐樹） それでは、私からは、生活環境課の所管分についてご説明いたします。まずは、歳出を説明いたします。

議案書は135ページをお開きください。1番右の説明の欄、上から2枠目になります、防災対策事業費、補助金に200万円を計上しております。これは特殊詐欺被害防止のための自動録音機能付電話機の購入に係る補助金です。65歳以上の方が市内の販売店で、自動録音機能付電話機等を購入した場合の費用を補助しています。

補助上限額は、自動録音機能付電話機は1万円、外づけ録音機は5,000円で、上限額までであれば、購入額の全額を補助しており、8月末現在の申

請状況は311件、約306万円となっています。

市内の特殊詐欺の被害状況ですが、7月末時点で、被害件数が8件、被害額が約1,200万円となっており、件数、金額とも昨年を上回る傾向にあります。このため、特殊詐欺による被害防止対策をさらに強化するため、当該補助金の増額を要求するものです。

次に、149ページをお開きください。一番右の説明の欄、上から2枠目になります、クリーン作戦推進事業費です。消耗品費に20万円、業務委託料に233万7,000円を計上しております。

消耗品費については、兵庫県から受託しています海岸漂着物回収等処理業務に係る県支出金が増額されたことにより、業務に必要な事務費を追加するものです。

業務委託料については、クリーン作戦で回収されました土砂の処分に対するもので、処分費の高騰に加えまして、年間処分量を精査した結果、当初見込みより増加したため、増額を要求するものです。

なお、この事業につきましては、不適切な事務処理がありましたことをおわび申し上げ、今後は、その他の業務も含め、適切に進めてまいります。

次に、その下の枠、斎場管理費、補修工事費24万5,000円を計上しております。これは、豊岡斎場の駐車場北側の斜面が4月29日の降雨により崩壊したため、補修工事をするものです。

次に、歳入です。123ページをお開きください。中段の県補助金、一番上、自動録音電話機等普及促進事業費補助金100万円の減額です。これは、先ほど歳出で説明しました自動録音機能付電話機等の購入に係る県補助金で、補助率は10分の10となっており、当初予算で当該補助事業の実施に当たり、事務体制の拡充のため、人件費を300万円見込んでいましたが、その必要がなくなったため、その分の補助金を減額し、今回、購入補助分を200万円増額しますので、差引き100万円の減となるものです。

次に、同じページの一番下です。衛生費委託金の海岸漂着物地域対策推進事業委託金です。これは、

先ほど歳出で説明しました兵庫県から受託しています海岸漂着物回収等処理業務に係る県からの委託金の増額です。

説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 次に、市民部、お願いをいたします。

窓口サービス課、川崎課長。

○窓口サービス課長（川崎 智朗） まず、歳出からご説明いたします。

137ページをご覧ください。一番上の枠の下から3行目、戸籍住民基本台帳事務費489万3,000円です。戸籍システムの改修業務に係る委託料になります。

改修の内容としましては、2点ございます。まず1点目が、戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。戸籍に振り仮名を記載するにあたりましては、住民票に記載されている振り仮名情報を参考に、本籍地から戸籍に記載予定の振り仮名を通知することとされており、これに対応するためのシステム改修費が200万2,000円です。

2点目としまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、現在使用しております戸籍情報システムの仕様を標準仕様に合わせていく必要がございます。改修の前段階としまして、現在の仕様と標準仕様との違いの洗い出しなどの作業を委託するもので、費用は289万1,000円です。

1点目の氏名の振り仮名の通知に係るシステム改修につきましては全額国庫補助金を、2点目の標準仕様へ対応するための調査費用については全額地方公共団体情報システム機構からの補助金を充当することとしております。

歳出は以上です。

続いて、歳入です。121ページをご覧ください。一番下の枠の説明欄の1行目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金200万2,000円は、歳出でご説明しました氏名の振り仮名通知のためのシステム改修費用に係る国庫補助金でございま

す。

続いて、127ページをご覧ください。上から3枠目、雑入の説明欄の上から3行目、デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で796万7,000円のうち289万1,000円が、歳出でご説明しました戸籍情報システムの標準仕様へ対応するための調査費用に係る補助金でございます。

窓口サービス課は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 国保・年金課、恵後原課長。

○国保・年金課長（恵後原孝一） それでは、歳出からご説明いたします。

139ページお願いします。ページ真ん中より少し下辺りです。国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金105万4,000円の減額と、141ページになります、下から6行目の後期高齢者医療事業特別会計繰出金174万8,000円の減額につきましては、各特別会計の人員費及び事務費によるものでございます。

続いて、139ページ、戻っていただきまして、一番下の枠の高齢期移行助成事業費から高齢重度障害者医療費助成事業費までの3つの事業費のそれぞれの補正額につきましては、各医療費助成事業におけます前年度の事業費確定により、いずれも過大に受け入れた県補助金を返納するためのものがございます。医療費助成事業費全体の補正額としましては175万2,000円でございます。

147ページ、お願いします。下から2枠目の母子保健事業費2万2,000円の増額につきましては、未熟児養育医療事業におけます前年度の事業費確定による県負担金の返納金でございます。

歳出は以上です。

次に、歳入でございます。ページは戻っていただきまして、121ページをご覧ください。太枠の2つ目になります、その中の2行目の児童手当負担金（過年度分）の49万9,000円及び、1枚めくっていただいて、123ページの1行目、同じく児童手当負担金（過年度分）の9万6,000円の増

額につきましては、前年度児童手当交付金の精算によります国及び県それぞれの負担金の追加交付額となっております。

121ページに戻っていただきまして、先ほどの児童手当負担金の1行下になります、養育医療事業費負担金（過年度分）42万2,000円の増額につきましては、前年度の事業費確定による国庫負担金の追加交付になります。

次に、123ページの真ん中の太枠の2行目、重度障害者医療費助成事業費補助金（過年度分）から5つの助成事業費補助金のそれぞれの増額につきましては、いずれも前年度の事業費確定による県補助金の追加交付でございます。5事業の合計で317万6,000円の増額でございます。

次に、125ページの上から3つ目の太枠です。1行目の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金1,370万8,000円の増額は、前年度の国保特別会計における職員給与費、出産育児一時金等の確定に伴う一般会計繰出金の精算によるものでございます。

同じ太枠内の一番下、後期高齢者医療事業特別会計繰入金98万8,000円の増額につきましても、前年度の後期高齢者医療事業特別会計の決算に伴う一般会計繰出金の精算によるものでございます。

市民部は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 続いて、健康福祉部。

社会福祉課、丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） それでは、健康福祉部から、まず最初に、社会福祉課から説明をさせていただきます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

139ページをご覧ください。下の表になります。2つ目の枠の説明欄です。ひきこもり対策事業費7万5,000円の増につきましては、令和5年度の実績確定によります国庫補助金返納金でございます。

同様の国庫ないし県費の補助金の返納分が、次のページ、141ページになります。1つ目の枠、一番上、障害者（児）自立支援給付事業費、4行目に

なります地域生活支援事業費、2つ目の枠の1行目、自立相談支援事業費、3行下になります住居確保給付金支給事業費、3行下、一時生活支援事業費、それから、ページを飛びまして、147ページ、一番上の枠の8行目になります、生活保護適正実施推進事業費、その下の枠の生活保護措置費についても、同様の国庫の負担金及び補助金の返納金ということになっております。

上の枠に戻りますが、同じページ、147ページの上の表になります、生活保護システム改修業務でございます。226万6,000円を計上しております。本業務は、就労自立給付金の算定方法の変更への対応、この10月から実施をされます、この変更への対応と、本年4月に遡及して実施します進学準備給付金の支給対象の拡大、これに対応するためのシステム改修に係る業務委託料でございます。

続いて、歳入でございます。

121ページをお開きください。3番目の表になります。上から3番目、一番下の表になります。3段目の枠の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金113万3,000円でございます。こちらは先ほどご説明をさせていただきました生活保護システム改修業務に係ります業務委託料226万6,000円に対する国庫補助金ということになります。補助率は2分の1でございます。

社会福祉課の説明、以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 高年介護課、定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） 歳出から説明いたします。

141ページをご覧ください。下段の表、説明欄、1枠目の下から8行目、老人福祉総務費の国庫負担金等を精算返納金8,000円の増額は、令和5年度の県負担分の低所得者保険料軽減負担金が確定し、精算した結果、多く交付されていたため、返納するものであります。

その下、介護保険事業特別会計繰入金756万9,000円の減額は、第66号議案で説明をしました介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰入金分であります。

同じ表の2枠目、民間老人福祉施設助成事業費の補助金8,965万2,000円の増額は、第9期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型許諾介護事業所を整備するに当たり、整備した介護事業所に対し、補助金を交付するものであります。なお、この事業に対しては、県が全額補助を行います。

歳出は以上であります。

次に、歳入です。120、121ページをご覧ください。真ん中の表の説明欄、1枠目、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）の16万4,000円の増額は、令和5年度の国庫負担金の低所得者保険料軽減負担金を精算した結果、不足分が生じたので、令和6年度に国に対して請求をするものであります。

続きまして、122、123ページをご覧ください。真ん中の表の説明欄、3枠目、地域介護拠点整備費補助金8,965万2,000円の増額は、先ほど歳出で説明しました小規模多機能型居宅介護事業所整備に対する補助金で、100%県の補助であります。

続きまして、124、125ページをご覧ください。上から3つ目の表の説明欄、上から2枠目、介護保険事業特別会計繰入金6,804万3,000円の増額は、第66号議案で説明しました介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰出金分であります。

説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 健康増進課、武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） 健康増進課の歳出の補正について説明いたします。

139ページをご覧ください。2つ目の大きな枠の説明欄、1枠目の一番下、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金ですが、第64号議案、豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）の補正に伴う一般会計からの繰出金になります。

次に、147ページをご覧ください。2つ目の大きな枠の説明欄の3枠目、人件費です。新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、予診票入力の事務量が増加するため、増額補正をするものです。

次に、149ページをご覧ください。1つ目の大きな枠の説明欄の1枠目、予防接種事業費ですが、带状疱疹予防接種の補助について、想定を上回る方からの補助申請がありましたので、年度末の接種見込み数を当初の470名から約5,500名に見直したことにより増額補正をするものです。

また、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う関連費用について、接種者数を約8,000人と見込み補正するものです。

増額補正の内訳としましては、带状疱疹分が6,095万9,000円で、新型コロナウイルスワクチン分が1億647万2,000円になります。

次に、そこから3つ下の枠、診療所事業特別会計繰出金につきましては、第67号議案、豊岡市診療所事業特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金になります。

次に、歳入を説明いたします。

123ページをご覧ください。2つ目の大きな枠の説明欄の5枠目、带状疱疹予防接種助成事業費補助金ですが、助成に対する県からの補助金で、接種者1人当たり2,000円になります。

次に、125ページをご覧ください。3つ目の大きな枠の説明欄の1つ目の2行目、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰入金ですが、令和5年決算に伴う特別会計からの繰入金になります。

次に、そこから2つ下の枠、診療所事業特別会計繰入金ですが、同じく、令和5年度決算に伴う特別会計からの繰入金になります。

次に、127ページをご覧ください。上から3つ目の大きな枠の説明欄の4行目、新型コロナ定期接種ワクチン助成金ですが、ワクチン接種に対する国の負担分で、新薬・未承認薬等研究開発支援センターを通じて支払われる予定になっております。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 次に、こども未来部お願いします。

こども未来課、若森課長。

○こども未来課長（若森和歌子） 資料の143ページです。下、3分の1辺りになります。市民交流広

場及びこども広場の管理費です。この負担金、共益費125万1,000円になります。これはアイティビルの共用施設、設備共用部分の経費については、使用する面積などに応じまして共益費として支払いをしているんですけれども、その共益費の増額に対応するための補正となっております。

増額の主な原因は、電気料金の値上げによるものです。アイティビル全体の管理費のうち、電気料金だけで年間約1,000万円以上が増加する見込みとなっております。

こども未来課では、アイティ4階の市の所有する区分の区画のうち、生涯学習サロンを除く区画分の共益費につきまして現計予算1,790万2,000円を125万1,000円増額し、1,915万3,000円とするものです。

説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） こども支援課、吉本課長。

○こども支援課長（吉本 努） こども支援課は、歳出のみという形になります。

同じく143ページをご覧ください。若干、説明が前後いたしますが、143ページの下から9行目、こども支援センター運営事業費のうち15万1,000円です。こちらは先ほどこども未来課からも説明ありました内容と同様に、アイティ管理組合法人の共益費の負担金を増額するものになります。

同じく143ページの真ん中辺り、児童扶養手当給付事業費、その下の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費、7行下になります、こども支援センター運営事業費のうち、1万7,000円分、4行下の生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費。145ページをご覧ください。一番下の枠の真ん中辺りになります、母子・父子福祉事業費、その下、母子生活支援施設措置事業費、こちらのほうは、いずれも令和5年の事業費確定に伴います国県負担金等の精算金という形になります。

こども未来部の説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 次に、観光文化部、お願いいたします。

文化・スポーツ振興課、原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） まず、私から、スポーツ分野のほう説明をさせていただきます。

歳出でございますが、169ページをご覧ください。上から2枠目に、豊岡市民グラウンド管理費というものがございます。こちらにつきましては、豊岡総合スポーツセンターの陸上競技場ですけれども、但馬唯一の日本陸連の認定の第4種の公認競技場ということで、この公認期間が来年の9月23日までというふうになってございます。今回の公認更新に向けて、ルール改正への対応だったり、経年劣化箇所なんかの補修などを行うんですけれども、施工に当たっては、各種大会だったりとか、いろいろと競技会、記録会なんかもされるというようなことがありますので、一番使われない時期を考慮しながら進めていかないといけないというようなことがございます。公認期間満了までに、遅滞なく施設整備が終えられるようにということで、この2024年度中に公認条件を満たすための大きな改修工事に着手したいというふうなことで、今回、補正の工事請負費ということで3,793万6,000円というものを上げさせていただいてございます。

続いて、歳入が127ページでございます。ちょうど一番下になるんですかね、保健体育施設整備事業債ということで、この4種公認のために3,410万円という金額につきましては、公共施設等適正管理推進事業債を財源として充てることとしておりまして、続きまして、114ページでございます。こちらの第3表、地方債補正ということで、この3,410万円というものが、今言いました公適債に当たるものでございます。

スポーツの分野につきましては以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 文化・スポーツ振興課、福井参事。

○文化・スポーツ振興課参事（福井 孝道） 続きまして、文化・スポーツ振興課の文化芸術分野の補正につきましてご説明いたします。

まず、歳出です。131ページをお開きください。

一番下の囲みの3行目、基金管理費のうち、財政調整基金積立金です。記載金額のうち、第10回おんぶの祭典に寄附をいただきました172万円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。市内外8件の企業さんから寄附金を頂いております。

続きまして、歳入です。125ページをお開きください。上から2つ目の太枠の1行目です。一般寄附金です。こちらは、歳出でも説明しましたおんぶの祭典に頂いた寄附金172万円でございます。

私からは以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 文化・スポーツ振興課、小川参事。

○文化・スポーツ振興課参事（小川 一昭） 歳出予算について説明いたします。

134ページ、上から4枠目をご覧ください。地方創生推進事業費のうち、3,688万6,000円が城崎国際アートセンター事業費です。財源更正により特定財源の国県支出金171万6,000円、その他30万円を増額し、一般財源を201万6,000円減額しております。

次に、歳入について説明いたします。

121ページ、中ほどより少し下をご覧ください。アーティスト・イン・レジデンス国際文化交流促進事業費補助金171万6,000円は、令和6年度アーティスト・イン・レジデンス型地域協働支援事業採択額確定による歳入増です。

127ページ、中ほどより少し下をご覧ください。市民会館等入場料30万円は、豊岡演劇祭2024関連プログラム、コーンカーン・ルーンサワーン公演において入場料を徴収することによる歳入増です。

観光文化部の説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 続いて、教育委員会。

教育総務課、木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） それでは、教育委員会分を説明いたします。

まず、教育総務課分となります。

初めに、歳出でございます。議案書131ページをお開きください。一番下の枠、上から5行目、基

金管理費の奨学基金積立金でございます。こちらは、市内法人からの寄附金500万円と水道事業特別会計からの繰入金100万円の計600万円を奨学基金に積み立てるものでございます。

次に、飛びまして、163ページをお開きください。上の表、下から4行目、小学校の学校施設管理費でございます。業務委託料はGIGAスクール運営支援センター運営業務、事業用備品は校務用パソコン購入についての不用額を減額するものでございます。

同じページの下の方、下から5行目、中学校の学校施設管理費でございます。こちら、業務委託料のGIGAスクール運営支援センター運営業務は、小学校と同様に不用額を減額するものでございます。

整備工事費は、但東中学校の天窓の雨漏りの修繕工事費として186万6,000円を計上するものでございます。

次に、169ページをお開きください。上の表の上から3枠目、給食センター管理費でございます。学校給食費及び学校徴収金の口座振替につきまして、現在利用しております但馬信用金庫のシステムが本年度末でサービス終了となるため、来年度から新たに口座振替代行サービスを導入したいと考えております。代行サービスを導入するに当たり、今年度中に必要となる口座登録等の費用として、手数料320万円を計上するものでございます。

このほか、来年度以降のサービス利用料につきまして、債務負担行為を設定しております。こちらについては後ほどご説明させていただきます。

次に、歳入でございます。121ページをお開きください。一番下の表の5枠目と6枠目、小学校と中学校の国庫補助金でございます。GIGAスクール運営支援センター運営業務に係る補助金につきまして、補助率が当初想定の方の2分の1から3分の1に変更になったことと、歳出で説明いたしました不用額の精算による減額でございます。

次に、125ページをお開きください。上から2つ目の表の教育費寄附金でございます。これは、市内企業から奨学基金に500万円の寄附金を頂い

たものでございます。

同じページの3つ目の表の下から2行目、水道事業会計繰入金でございます。水道事業の令和5年度決算の剰余金のうち100万円を奨学金に積み立てるため、収入するものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明させていただきます。

113ページをお開きください。上から5行目と6行目、小学校と中学校の学習用端末更新でございます。こちらは2020年度に整備しました1人1台タブレット端末につきまして、来年度、5年を迎えることから、更新を行うものでございます。

調達は県下の市町が共同で行うこととしておりまして、そのプロポーザルが今年度中に実施されるため、債務負担行為を設定するものでございます。

小学校は、児童分が3,419台、予備機68台、教職員分373台の計3,860台分、2億1,230万円、中学校は、生徒分1,964台、予備機39台、教職員分215台の計2,218台分、1億2,199万円となっております。

続いて、一番下の行、口座振替収納代行サービス利用手数料でございます。歳出で説明しました学校給食費及び学校徴収金の口座振替収納代行サービスにつきまして、令和7年度、8年度の2か年分のサービス利用料といたしまして1,740万円の債務負担を設定するものでございます。

教育総務課分は以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 学校教育課、寺坂課長。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 学校教育課分につきまして、まず、歳出から説明をさせていただきます。

163ページをご覧ください。上の枠、小学校管理費のうち学校運営事業費170万円、それから、下の枠に行きまして、中学校管理費のうちの学校運営事業費8万7,000円、それぞれ熊対策に係る消耗品費として、熊鈴を購入するための増額としております。

次に、債務負担行為について説明します。

113ページをご覧ください。上から4段目にあります通学バス運行管理業務ですが、今年度、福住

小学校の統合に当たり、年度途中でワゴン車からマイクロバスに変更する必要があったため単年度の契約としておりましたが、令和7年度から2か年の委託契約とし、スクールバスが安定的に運行できるよう債務負担を設定するものです。

学校教育課からの説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 幼児育成課、向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） 幼児育成課分を説明します。

まず、歳出です。143ページをご覧ください。1枠目の中ほど、児童福祉総務費3,300万9,000円、こちらは令和5年度の事業費確定に伴う国県負担金等の精算返納金です。

次に、145ページ、1枠目の下から3行目、放課後児童健全育成事業費239万3,000円、こちらは国の補助金交付要綱が改正され、新たな補助基準が設定されるなど、基準額が増額となったため、城崎こども園に運営を委託しております城崎放課後児童クラブの委託料を増額するものです。

次に、2枠目の子ども・子育て交付金事業費450万円、こちらは、先ほどと同じく国の補助金交付要綱が改正され、延長保育事業の基準単価が増額変更されたため、延長保育促進事業費補助金を増額するものです。

次に、3枠目の下から3行目、病児・病後児保育事業費140万6,000円、これも先ほどと同じく国の補助金交付要綱が改正され、病児保育事業の基準単価が増額変更されたため、豊友会に運営を委託しております病児・病後児保育事業の委託料を増額するものです。

続きまして、歳入です。121ページをご覧ください。一番下の表の国庫補助金の2枠目、児童福祉費補助金です。放課後児童健全育成事業費補助金620万1,000円、延長保育事業費補助金150万円、病児・病後児保育事業費補助金46万8,000円、こちらは、先ほど歳出で説明しましたとおり、補助金交付要綱の改正に伴い事業費が増額したため、それぞれ増額するものです。

次に、123ページをご覧ください。真ん中の表

の県補助金の4枠目、児童福祉費補助金、延長保育促進事業費補助金150万円、放課後児童健全育成事業費補助金246万6,000円、病児・病後児保育事業費補助金46万8,000円、こちらも先ほどと同じく、補助金交付要綱の改正に伴い事業費が増額したため、それぞれ増額するものですが、放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、直接運営しております児童クラブ分も増額対象のクラブがありますので、先ほど歳出で説明しました金額よりも多くなっております。

また、国と県とで補助金額が違っているんですけども、補助基準額の計算方法が国と県とで若干異なっておりまして、そのために違っているものです。

幼児育成課の説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 社会教育課、旭課長。

○社会教育課長（旭 和則） 社会教育課のほうは、歳出のみとなります。

資料のほうは、165ページをお願いいたします。説明欄、下の太枠でございます。1つ目の枠、下から3行目、生涯学習サロン管理費です。アイティビルにおきまして、所有する面積に応じて負担する共益費について、現計予算の486万8,000円から38万9,000円を増額し、525万7,000円とするものでございます。

理由につきましては、先ほどこども未来部のほうからも説明がございましたとおり、ビル全体の電気料金の増加に伴うものです。

教育委員会の説明は以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） まず、教育委員会の関係で、奨学基金のところが昨日も話題になってたんですけど、500万円企業から寄附で、水道会計から100万円ですっていうことでした。今回補正ですけど、企業からのカンパってというのはそうやって多くある、今までもあるんでしょうか。そこら辺、あまり把握してなかったんで教えていただきたいです。

それから、給食費などの口座落とし代行サービス

ですけど、2年間で1,740万円って出てましたけど、これはこれからずっと要るんかどうか。

それから、タブレットの債務負担行為が出てたんですけど、これ、小・中の分は全部市が、市というか、自己負担はないんだと思うんですけど、時々高校のタブレットの問題が出ると思うんですけど、あれは県立とか、市は関係ない。それとも備品に関しては市も関係する、そこら辺教えていただきたいです。

○分科会長（芦田 竹彦） 木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 私からは、奨学金の関係とタブレットの関係のお尋ねについて回答させていただきます。

まず、奨学金の関係でございますが、寄附の状況でございますが、私の知ってる限りは企業からの寄附というのはあまり多くないです。これまで個人からの寄附でもって10万円とか20万円というような単位でのご寄附というのは受納したことがございます。

続きまして、タブレットの件でございます。小・中学校につきましては、委員ご説明のとおり、市が全額負担ということになっております。高校につきましては、申し訳ございませんが県立または私立、それぞれの学校での整備ということになりますので、ちょっと教育委員会のほうでは把握はしておりません。以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 本庄参事。

○教育総務課参事（本庄 昇） 私からは、口座振替収納代行サービスの2年間の債務負担のことでお答えさせていただきます。

来年度と再来年度2年間の債務負担をこのたび設定させていただきますが、そこから先については、また新しいやり方といいますか、もっと安く済むようなサービスとか、やり方が考えられないかということを検討してまいりたいと思っております。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） ありがとうございます。

そうですね、最後の1,740万円、新しいやり

方の検討っていうのを、これからずっとそんだけ費用がかかるんだったら、その検討が必要だなと思います。

それから、タブレットの費用も、あちこちで高校生の自己負担になってるっていうことも問題になってるんで、何もできないのかどうか、ちょっと僕もこれは勉強させていただきます。ありがとうございます。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） よろしいか。

○委員（須山 泰一） はい。

○分科会長（芦田 竹彦） ほかにございませんか。
荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） 1点確認させてください。陸上競技場の件です。但馬唯一の公認競技場ってことなんですけれども、豊岡市外からの、但馬の市町から分担金というお金頂くってことはあるのか、その点、確認させてください。

○分科会長（芦田 竹彦） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） ご存じのように但馬の大会ももちろんこちらでやっておりますし、但馬内で活躍されてらっしゃる、育ててらっしゃるクラブチームなんかもございます、もちろん学校もございます。そういった中で、利用はたくさんされてます。市内、市外問わずされてるんですけども、豊岡市がこの陸上競技場を持ってて、その維持をしていくためにこういった財源を使わせていただくっていうような状況は変わらないということで、そういったものは今後のまた課題にはなるのかなという認識はありますけども、そういう状況でございます。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 荒木委員。

○委員（荒木慎太郎） 多分、負担いただいてないんだろうなと思って、今、豊岡の陸上競技場が、一般の方の年間利用が3,600円で、豊岡市外の方がその1.5倍で、月にすると450円ぐらいで、それを約2倍とかに上げてもいいのかなってのも思うんです。というのも、隣の京丹後市のはごろも陸上競技場は、市外の方は2倍に徴収されてるので、そういった考えを今後ちょっと持っていただけな

いかなと思って質問させていただきました。

○分科会長（芦田 竹彦） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 体育施設問わず、そういった使用料、利用料の関係につきましては、また別途、そういった機会の中で、今のご意見も参考にしながら設定のほうもまた検討しなくてはいけないなというふうな認識ではございます。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） ほか、ございませんか。
田中委員。

○委員（田中藤一郎） 何点かお願いします。

まず、先ほどありましたタブレットですけれども、前回のときは政府のほうの小・中学校にICT化ということで、国のほうから補助でやったんですけど、今回は豊岡市自体が全部されてるのか。例えば国からそういった補助があるのかないのかを教えていただきたいのと、あと、古いタブレットの利用等はどういうふうに考えられてるのかをお聞きしたいっていうのが1点目です。

それから、带状疱疹なんですけど、これ、自己負担があるかというふうに思うんですけども、それが幾らであるのか。やはりこういったところにつきましては、何とか無料にならないのかなというふうなお考えがあるのかどうか、まずこの3点お願いします。

○分科会長（芦田 竹彦） 木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 今回のタブレット端末の更新につきましても、国の補助金はございます。ただ、市からの持ち出しの分もございますので、その辺りについての財源については、という問題はございます。

また、今現在使ってるタブレットの再利用の件ということでご質問いただいたんですが、こちらにつきましては、また担当のほうから各課にお声がけをさせてもらいまして、再利用できるようなものがありましたら検討はしてまいりたいとは思っております。

ただ、再利用するに当たっては、ちょっと設定変更とかいう手数料が発生をしてまいりますので、そ

の辺りも含めて、希望課には丁寧に説明してまいりたいと思っております。以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） 带状疱疹の關係について説明のほうさせていただきたいと思います。

带状疱疹の定期接種化につきましては、国のほうで今後定期接種化するというものでは決定してるんですけども、いつからその制度といいますか、決定するかというのが、現段階では決まってない状態にあります。

それで、これまでの補助がどれぐらい続くかということにつきましても、まだ県のほうも来年度どうするかという方針が出てないような状態であります。

市としても、今後、県の状況とか、あと、市の財政的なものも含めて、金額とかそういうものについては、現時点ではちょっと判断できないので、今後検討ということになるんですけども、現時点の個人の負担についてちょっと説明させていただきたいというふうに思います。

ワクチンにつきましては2種類のワクチンがありまして、生ワクチンというのと不活化ワクチンということで、2種類のワクチンがございます。生ワクチンのほうは1回接種で、不活化ワクチンのほうは2回接種するということになります。

これ、医療機関につきまして診療の料金が異なるということがございまして、生ワクチンにつきましては、大体診療機関のほうで7,000円から9,000円の金額で接種していただくということになりまして、それに対して、市のほうで4,000円の補助というようになりますので、個人負担としては3,000円から5,000円の個人負担を今していただいているというようなことになっております。

不活化ワクチンにつきましては、医療機関のほうで現状の金額として大体聞いているところでは、2万円から2万5,000円のそういう料金がかかるということで、それに対しましては、市のほうは1回について1万円の補助というようになります。

ますので、個人負担は1回については1万円から1万5,000円で、2回打たなければならないので、個人負担としては2万円から3万円は個人負担というようなことで、個人の負担も高いというようなことになってますけれども、最近いろいろそういうテレビ関係とか、芸能人が带状疱疹にかかったというようなことがありまして、非常に関心が強いということもありますので、市民の方も定期的にといいますか、月にあまり変動がなく、300人程度申込みがあるというような、今、状態になっております。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） 中にはやっぱり高く、受けたいんだけど受けれない方も多々おられるっていうことも聞いたりとかしますので、例えば、なかなか所得の低い方等なんかも、なかなかしたくても、条件も出てても受けれないような方がおられるかなというふうに思うんで、その辺りに関しては少し枠づくりを考えられるだとか、全部っていうのは非常に難しいのかもしれないですけども、特にそういった低所得者の方向けのやつは何とか考えていつてあげていただきたいというふうに思うんですけども、その辺りどうでしょうか。

○分科会長（芦田 竹彦） 武田参事。

○健康増進課参事（武田 満之） そちらにつきましても、今後、国の定期接種化の關係もございまして、今後検討ということでさせていただきたいなというふうに思ってます。すみません。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） なかなか通るのが難しいのかもしれないですけど、ちょっと考えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどタブレットはどれぐらい国が、で市が負担っていうふうに。

○分科会長（芦田 竹彦） 木之瀬課長。

○教育総務課長（木之瀬晋弥） 国の補助の内容でございますが、まず、補助基準額というのがございまして、1台当たり5万5,000円となっております。そのうち国が3分の2の補助で、市は3分の1を負担をするというふうになっております。

ただ、補助の対象といいますが、児童生徒分と、今説明させていただいた中での予備機の分ということになりますので、教員が使う分については補助対象外となっております。以上でございます。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） やはり今、時代はもうそういったところは必要に応じてありますので、市も負担になるかと思うんですけれども、しっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

あともう1件だけ、すみません、グラウンドの件あったんですけど、そのほかの、豊岡市にはグラウンドがあると思うんですけれども、そちらの状況とか、今後、修繕だとかそういったもろもろの計画があるのか、それとプラスアルファどういう状況なのかを分かれば教えていただけますか。

○分科会長（芦田 竹彦） 原田課長。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 陸上競技場以外にもグラウンドございまして、今現在出石のテニスコートなんか整備をしております。今後そういった地域の拠点として、この市の陸上競技場というのは、本当にこういった大会機能を有するような拠点というような位置づけなんですけれども、例えばそれ以外の植村直己のスポーツ公園であったり、出石の多目的グラウンドとかございます。そういった地域の拠点としては個別施設計画等で位置づけられてる施設につきましては、最低限の維持をしていかないといけないというようなこともありますので、施設によっては大規模改修みたいなことというのも想定して進めてまいるようなことにもなります。

具体的にもう次に可能性としてこの施設をっていうようなことは、今のところないんですけども、今も言いました植村直己のスポーツ公園の多目的グラウンドであったりっていうようなことにつきましては、今後そういったことの検討をしていかなくはならないというような認識ではおります。以上です。

○分科会長（芦田 竹彦） 田中委員。

○委員（田中藤一郎） スポーツは本当に市民の方が

もう、子供から高齢者の方々まで、本当に多様化しておりますし、グラウンドもグラウンドゴルフをしていって、ちょっと大規模的なやられてるようなところも聞いたりしますので、やはり整備がしっかりなされないと利用もできない。利用できなければ健康的なところもおろそかになりがちなので、やっぱりそれのところ、最低限というより、最低限よりもちょっと上を目指してやっていただければなと思っております。意見です。

○分科会長（芦田 竹彦） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、第62号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会に付託、また、分科会に分担されました議案に対する審査は終了いたしました。

ここで、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（芦田 竹彦） ないですか。

それでは、ここで当局の職員の皆さんは、報告事項のある健康福祉部社会福祉課、観光文化部文化・スポーツ振興課、こども未来部こども未来課、教育委員会幼児育成課、この後の請願・陳情の審査に係る教育委員会学校教育課を除いて、退席していただいて結構であります。お疲れさまでございました。

分科会を暫時休憩いたします。

午前11時27分 分科会休憩

午前11時29分 委員会再開

○委員長（芦田 竹彦） 委員会を再開いたします。

それでは、(2)の請願・陳情の審査に入ります。

まず、請願第3号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に関する請願書を議題といたします。

委員の皆さんは、Side Books上の本日のフォルダ内、請願第3号のフォルダをお開きください。

事務局より、請願・陳情文書表の朗読をお願いいたします。

○事務局次長（坂本英津子） 請願第3号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に関する件。受理年月日、令和6年9月4日。

要旨。今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの豊かな学びと育ちに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。24年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されている。

骨太方針2024では、中教審審議のまとめを踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める、2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出するとしている。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは骨太方針の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。19年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が欠かせない。

国においては、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働是正

に資する政策実行を求める。

記。1、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。(1)部活動の地域移行をさらに進めるため、財政的措置等を講ずること。(2)カリキュラム・オーバーロードの実態にあることから、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。

2、教職員定数改善を実施すること。

3、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。

4、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。

5、引き続き勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

6、上記の項目について、政府等関係機関に対し意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町3番6号、豊岡市教職員組合、執行委員長、小田一洋。紹介議員、西田真、太田智博、義本みどり。

以上となります。

○委員長（芦田 竹彦） 今、朗読いただきました。

紹介議員の太田委員がおられますので、何か補足で説明等がありましたらお願いをいたします。

○委員（太田 智博） 皆さんもご存じのとおり、かなり教職員の労働環境が疲弊をしております。今、教職員を希望する方々も減少傾向にあります。今回、この4月から猶予期間を設けられた5業種、例えば建設業、自動車運転、医師などには上限がつけられましたけど、給特法適用の4項目、例えば校外学習や修学旅行、職員会議や非常災害などは、時間の上限が設けられてない大変厳しい環境下の中で、教職員の方々は日夜子供たちのために働いていただいております。

そういう観点から、下の6項目について請願が出ておりますので、皆さんの真摯なご審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（芦田 竹彦） 補足で説明いただきました。

当局から意見、説明等がありましたらお願いいたします。ないですか。

質疑、意見等はありませんか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） 基本的に僕は賛同する請願ですけど、1つ教えてほしいのは、19年に給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたっていうのは、それはどういう附帯決議があったのかいうのと、それからもう一つ、今の、中教審の審議のまとめいうのが出たっていうことですけど、中教審は、これは今年のは終わったんですか、まだ途中なんですか。どうでしょうか。

太田委員、いかがでしょうか。

○委員長（芦田 竹彦） 当局。

どうぞ。

○学校教育課長（寺坂 浩司） 中教審については、特別部会をたくさん持っておりまして、そのうちの1つがこういったことについての協議をしているということでございます。ですので、ここに書かれ、取りまとめ、まとめて回答したということで、また必要に応じて改正されていくということになると思います。

○委員長（芦田 竹彦） よろしいですか。

○委員（須山 泰一） 教員をもっと増やさなアカんと、長時間労働を減らさなアカんと思います。以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 意見ですね。

○委員（須山 泰一） 意見です。

○委員長（芦田 竹彦） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） それでは、この後討論に入りたいと思いますので、当局、職員の皆さんはここで退席していただいて結構です。お疲れさまでございました。

今の請願・陳情ですけども、討論におきまして、各委員が発言されました内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することとなりますので、よろしくお願いをいたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 討論を打ち切ります。

お諮りします。本件は、採択すべきことに決してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択すべきことに決定をいたしました。

なお、本請願に係る意見書の案文につきましては、Side Booksに配信しております。

意見書案につきまして、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ご意見もないようですので、原案のとおり意見書を提出することに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

それでは、議事順序を変更いたしまして、4の報告事項に入ります。

暫時休憩します。

午前11時38分 委員会休憩

午前11時40分 委員会再開

○委員長（芦田 竹彦） 休憩を解いて委員会を再開をいたします。

それでは、まず、報告事項につきまして、社会福祉課から、豊岡市手話言語条例（案）に係るパブリックコメントの実施についてであります。

説明をお願いをいたします。

部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） ちょっと、まず口火を切らせていただきます。手話言語条例（案）につきましては、議会のほうでも説明させていただきましたけれども、この10月を目途に手話言語条例（案）のパブリックコメントを実施することとしております。したがって、委員の皆様には事前に条例案と、その条例を踏まえた施策についてご説明

をさせていただく機会を持たせていただいたということでございます。

なお、3月議会のほうに条例案を上程したいと思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○委員長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） 私のほうからは、手話言語条例（案）の概要についてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、条例の目的でございます。手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、全ての市民が安心して生活することができ、お互いを尊重し、共に生きる地域社会の実現を目的としております。

基本理念といたしましては、2つ掲げております。手話言語や聴覚障害の理解の促進、手話言語の普及及び手話言語を使用しやすい環境づくりのためには、全ての市民が手話は言語であることを認識し、お互いを尊重することを基本として行わなければならない。

もう1点として、全ての市民は、手話言語によるコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないとしております。

条例の中では、市あるいは市民等について、それぞれの役割を規定をすることとしております。市につきましては、基本理念に基づき、手話言語や聴覚障害の理解の促進及び手話言語の普及を図り、手話言語に関する施策を推進するものとします。

市民、あるいは事業者、医療機関等については、基本理念に対する理解を深めて、市が推進する施策に協力するように努めることをまず第一としまして、事業者におきましては、聾者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境となるような合理的な配慮を行うように努めることとしております。

また、医療機関におきましては、特に新生児が対象になっておりますが、聞こえない、聞こえにくい

子供の保護者に対して、手話言語に関する情報の提供に努めることを求めることとしております。

また、市民により広く理解を深めるためにも、学校等におきまして園児、児童生徒に対してひとしく手話言語に接する機会を提供し、手話言語や聴覚障害への理解促進に努めていただくということを掲げております。

基本的な施策といたしましては、4点考えてございます。

1点目は、手話言語及び聴覚障害に対する理解の促進並びに手話言語の普及を図るための施策でございます。

2点目としましては、手話言語による情報の取得及び手話言語を使いやすい環境となる合理的配慮の提供に関する施策。

3点目として、聞こえない、聞こえにくい子供及びその保護者への手話言語の習得に関する施策。

4点目としまして、手話通訳者の配置及び派遣体制の拡充など、手話言語による意思疎通支援に関する施策、これらを考えてございます。

別添の資料といたしまして、手話言語に係る体系図もお示しをさせていただいております。この手話言語条例の制定を契機といたしまして、まず、手話が言語であるということの周知、普及を進めていくことをまず最初に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市民の皆さんが手話に触れる機会を確保する、これらを拡充をしていくということを考えております。

また、その先に考えておりますのは、手話が意思疎通の手段として市内で有効に活用されていること。具体的には、聾者の方が日常生活や社会生活において手話でコミュニケーションができて、地域で共生できる社会が実現していく、こういったことを目指す、そういうふうな施策の展開を現在考えているところでございます。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○委員長（芦田 竹彦） 報告は終わりました。

委員の皆さんで何か質問とかがありましたらお願いいたします。よろしいですか。

須山委員。

○委員（須山 泰一） すみません、一般質問でもあったかと思うんですけど、豊岡は聴覚特別支援学校があるということで、この聾唖の障害者に対してはほかより進んだ施策があつてええとは思うんですけど、例えば手話ができる人、通訳の数だとか、豊岡市が進んでるというよりも、不足してるような、こういうところが足らんとか、もしそういうことを把握されてることがあれば、よそに比べてどうなんとか、そういう具体的なところで何かありますか。

○委員長（芦田 竹彦） 丸谷課長。

○社会福祉課長（丸谷 祐二） やはり本市を含めまして、但馬地域というのは、例えば阪神間であるとか、播磨であるとかというところに比べまして、非常に広いエリアになります。そこにいろいろな地域に住民の方が点在されているということで、なかなか聾者の方が活動したり、社会活動される上での環境というのを整えるのはやはり非常に、なかなかうまくワンポイントで対応ができないということはあろうかと思います。

あと、どうしても、現在、手話通訳者の方、登録の方々っていうのがいらっしゃいますけれども、やはり手話通訳者の方々も高齢化ということの問題もございます。そういった中で後継者を確保していくってことも大きな課題だなというふうに理解をしております。

その中で、後継者確保のためにも、まず手話が言語であるということを理解をしていただいて、まず裾野を広げていく必要がある。こういったことが重要というふうに今考えているところでございます。

地域的な特性としてはそういったところがあるかなと思います。以上です。

○委員（須山 泰一） ありがとうございます。

○委員長（芦田 竹彦） よろしいですか。

ほかございませんか。

なければ、健康福祉部の皆さんにつきましては、ここで退席いただいて結構であります。お疲れさま

でございました。

次に、幼児育成課から、育児休業中の保育認定についてであります。

説明をお願いいたします。

正木次長。

○教育次長（正木 一郎） 育児休業中の保育認定について、いわゆる育休退園の取扱いについてでございますけれども、来年度からの取扱いにつきまして変更したいということで、過日の定例の教育委員会のほうでご決定をいただきましたので、報告をさせていただきたいというふうに思います。

詳細につきましては、課長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（芦田 竹彦） 幼児育成課、向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） それでは、資料の「育児休業中の保育認定について」をご覧ください。

妊娠、出産を理由に園を利用しているゼロから2歳児クラスの児童について、育児休業中でも現行では産後3か月が経過後の月末に退園することとしております。これを育休退園と言っているんですけども、2025年4月1日から育休対象児（出産した子）が満1歳になる日の月末まで継続入園を可能とします。

変更の理由としましては、子供にとってなれ親しんだ環境の変化を防ぐことができ、保護者の育児負担を軽減するメリットが大いにあると考えられるため。また、育休退園の理由としておりました待機児童数は、直近3か年の4月1日現在において、2022年度はゼロ人、2023年度は2人、2024年度はゼロ人と減少しており、産後3か月後退園を廃止する理由が整ったと考えられるためです。

そして、継続入所可能な期間を、育休対象児が満1歳になる日の月末までとしたのは、育児・介護休業法により、原則として子供が1歳になるまでの間、育児休業を取得できるとされているためです。子供が1歳になると職場復帰されるので、実質はそのまま退所せずに継続入所ということになるかと思えます。

説明は以上です。

○委員長（芦田 竹彦） 今、説明いただきました。
委員の皆さんで特に質問等あればお願いいたします。

○委員（須山 泰一） いや、はい、ちょっとお聞きしたい。

○委員長（芦田 竹彦） 須山委員。

○委員（須山 泰一） これは出たということで、条例の改正とかそういうのはなしで、もうこれは決定ということなんですか。

○委員長（芦田 竹彦） 向原課長。

○幼児育成課長（向原 芳江） もうこれで決定です。

○委員（須山 泰一） ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長（芦田 竹彦） よろしいですか。

○委員（須山 泰一） はい。

○委員長（芦田 竹彦） 教育委員会の皆様につきましては、ここで退席いただいて結構であります。お疲れさまでございました。

続いて、文化・スポーツ振興課、都市整備課から市民体育館解体後の跡地整備についてであります。

説明をお願いいたします。

どうぞ。

○文化・スポーツ振興課長（原田 泰三） 私から、まず、市民体育館の解体の関係を説明させていただいて、その後、跡地の整備の考え方について、都市整備課のほうの職員のほう来てもらってますので、説明をしてもらいます。

市民体育館の関係につきましては、先ほどもちょっとご説明しましたように12月で閉館をするというようなことになります。その後、解体のための債務負担等のいろいろと予算の関係、また、ご協力、ご審議をいただかなくてはなりませんけども、そういったことを経まして、今年度末から来年度前半にかけて解体をしたいなというふうに考えてございます。

本題ですけども、今日、その解体終わった後の跡地の整備の関係につきましては、都市整備課のほうからよろしくお願いいたします。

○委員長（芦田 竹彦） 都市整備課、武中参事。

○都市整備課参事（武中 孝寛） 市民体育館解体後の中央公園整備事業の説明のほうをさせていただきます。

中央公園は、公園の利用に当たり、利用者同士の利用競合など様々な課題があります。それらの課題を解決するために、市民体育館解体後の跡地も含めて公園施設の利便性、安全性の向上など、既存の公園機能を拡充させることを基本とした公園整備を考えております。

資料1をご覧ください。市民体育館周辺の中央公園の航空写真です。課題が4つあります。

課題1つ目、写真の左側にあります。中央公園北側は大型複合遊具の整備により、多くの子育て世代に利用していただけてますが、近接をする多目的グラウンドをグラウンドゴルフで利用される高齢者との間で利用競合が発生しています。

課題2つ目で、写真の中央、赤枠で囲ってあるところになります。現在、ゲートボール場とバスケットボール場としていますが、分離帯により利用勝手が悪いことや、ゲートボールの利用がないこと、バスケットボールについては、小・中・高生等の多くの利用があり、順番待ちが発生しています。

課題3つ目としまして、写真下側になります。対岸のローラースケート場は、老朽化による路面のひび割れ等により修繕要望が以前からあります。また、歩行者動線と重なっていて危険があります。

課題の4つ目、写真中央右側になります。豊岡地区コミュニティでは、慢性的に駐車場が不足をしております。

資料2をご覧ください。整備計画の平面図となります。整備内容です。図面の中央ですが、利用競合を解消するため、ゲートボール場とバスケットボール場の分離帯を撤去し、多目的グラウンド2として整備をします。

図面の右側です。体育館の跡地にバスケットボール場の機能移転として3×3バスケットボールコートと2面含む、ボール遊びができるボール広場として整備をします。また、ボール広場周辺に新たに豊岡地区コミュニティセンターの駐車場を、ボール

広場南側に9台、西側に9台確保するとともに、既存の市民体育館東側駐車場15台については、そのまま駐車場として利用する予定としています。

図面の下側です。対岸のローラースケート場の老朽化解消と歩行者動線との分離のために、現在広場として利用している場所をスケボー広場として整備をします。

資料3をご覧ください。進捗状況及びスケジュールになります。公園整備の工程表です。文化・スポーツ振興課が所管する市民体育館の解体工事を建築住宅課が受託し、業務を行っています。市民体育館解体工事設計業務は、8月末で設計業務が完了しており、解体工事につきましては、2025年3月から現場着手し、6月には解体工事を完了する予定にしています。

市民体育館解体後の公園整備につきましては、都市整備課が担当をしています。現在、中央公園いこいの整備実施設計業務を実施しており、11月末には設計を終える予定としています。

公園整備工事につきましては、体育館解体後速やかに整備工事に着手し、遅くとも2026年3月には工事を完了する予定にしています。

整備内容につきましては現在設計中のため、詳細については変更になることがございます。予算につきましては、体育館解体工事と公園整備工事を合わせて、2024年度と2025年度の債務負担行為補正予算を12月議会で提案する予定にしています。

都市整備課からの説明は以上となります。

○委員長（芦田 竹彦） 報告いただきました。

委員の皆さん、何か質問等があればお伺いいたします。

米田委員。

○委員（米田 達也） 対岸のスケボー広場で整備をしていただけるってこと、多分これ、すごい若い子たちには喜ばれるいいことだと思うんですけども、どういった、何かオリンピックとかでもよくご覧になってるスケートボードって、いろいろ階段とか、何て言ったらいいんでしょう、障害物という

ような、板を当てて遊ぶような、ああいったものも何か造ってあげたりとか、そういったこととかは全く考えておられたりしないんですか。どういった整備をされるのかなっていうのをちょっとお聞きしたくて。

○委員長（芦田 竹彦） 堂垣課長、どうぞ。

○都市整備課長（堂垣 俊裕） 簡単なセクションみたいなものは、今ちょっと考えてまして、テレビで見るような、オリンピックで使ってるようなすごいものじゃなくて、初心者でもちょっとできるような、そういった簡易的なセクションは今考えています。

○委員長（芦田 竹彦） 米田委員。

○委員（米田 達也） 狭いところで見るとじゃなくて、例えば、僕なんか、有名なので横浜のほうにうみかぜ公園っていう、すごい若い子がいっぱい集まる場所があるんです。そういった施設なんかを参考にさせていただいて、そんなぜいたくは決して言わないんで、可能な限り若い子たちが、恐らくこういうのって、自転車、BMXっていう競技とか、ローラースケートとかでも、若い子がそういう集まれる場になったら、スケートボードのみならず、いいなと思うんで、そういったところもちょっとふんだんに。調べていただいて、どこまでできるのかっていうのは別として、見ていただくっていうことは大事だと思いますんで、ちょっと研究していただけたらなっていうお願いがありますんで、よろしく願いいたします。

○委員長（芦田 竹彦） ほかがございませんか。

ないようです。

観光文化部、都市整備部の皆さんにつきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさんでございました。

次に、こども未来部こども未来課から、豊岡市こども計画策定にかかる考え方についてであります。説明をお願いいたします。

部長、どうぞ。

○こども未来部長（永井 義久） こども計画の策定を来年の3月に向けて、今進めているところでございますけれども、明日の子ども・子育て会議の中で骨子案前

段が出ますもので、本日はこども計画として目指すものと、既に地方創生やジェンダーギャップ等の子供・子育てに関する計画がありますので、その関係をお示ししてご意見等をいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（芦田 竹彦） こども未来課、佐伯参事。

○こども未来課参事（佐伯 勝巳） 報告事項（４）
豊岡市こども計画策定にかかる考え方についてご説明いたします。

まず、資料、１、豊岡市こども計画とはです。（１）ですが、豊岡市こども計画とは、全てのこどもや子育て当事者のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸福な状態）を目指し、子供・子育て施策の方向性を示す計画でございます。なお、少し下の米１にもありますが、ここでの子供とは、こども基本法第２条で心身の発達の過程にある者と規定されております。本計画でも、特定の年齢で途切れることなく、子供や若者を指す言葉として使用することとしております。

続いて、（２）ですが、施策の体系図と戦略体系図の２層構造としております。施策の体系図は子供と子育て当事者に広く関係する施策、戦略体系図は計画期間中に重点的に取り組む施策としており、補足資料を用いて後ほどご説明いたします。

（３）の骨子案についても、別紙の骨子案を用いて後ほどご説明いたします。

続いてその下、２、意見聴取の状況です。資料に記載のとおり、３つのアンケート調査と高校生ワークショップを開催しております。

３は後にしまして、２ページをご覧ください、補足資料のほうです。骨子案に入る前に、子供・子育てに関する課題や計画の構造をご説明いたします。

まず、２ページは出生数が減っていること、その一方で、サポートを必要とする家庭は４割程度で、一定数存在していることが分かります。

３ページをご覧ください。乳幼児健診の際にアンケートを取るのですが、地元で子育てをしたいと考えているかという割合が、国や県と比べて５ポイント程度低いということが分かります。

続いて、４ページです。不登校児童生徒数が、国のほうもそうですが、市も年々増加傾向にあるということが分かります。

続いて、５ページです。児童虐待の状況としまして、上下しながら、２３年度は通告件数、児童数とも高い数値であるということが分かります。

続いて、６ページです。こちらは市が毎年冬に実施しております豊岡市政策モニタリング調査からの抜粋です。豊岡市で子育てをする人は安心して子育てができていると思うかという問いに対しまして、中間程度、３．０程度のどちらとも言えないという結果であるということが分かります。

７ページをご覧ください。こども計画（戦略）の策定に向けてとしている資料です。先ほどの課題を踏まえた上でこども計画を策定します。右の豊岡市こども計画の四角で囲っている部分をご覧ください。下のほうには、こども計画が一体として策定する４つの計画を記載しております。その上には、施策の体系図と戦略体系図を記載しています。

施策の体系図は、国が示しましたこども大綱を勘案して、幅広く子供・子育て施策を記載するものです。戦略体系図のほうは、様々なアンケート調査結果、日頃の業務から感じる課題感などから重点的に取り組む部分としております。この戦略体系図と施策の体系図の２層構造となっておりとご理解願います。

８ページをご覧ください。左側のとがった地方創生の取組は、人口減少対策を担いまして、こども計画としては市民の生活のベースとして一番底ですね、市民のベースとして、豊岡で暮らす子供・子育て家庭を支えるという関係性をここで示しています。

続いて、９ページをご覧ください。豊岡市における子供・子育て施策の全体像としております。まず、一番下、ベースに当たるこの部分が施策の体系図です。こちらは国が示したこども大綱を勘案して策定をするものでございます。

続いて、右上の部分、戦略体系図の部分です。こちらのほうですが、上位目的を全ての子供がウェル

ビーイングで暮らしているとしています。こちら、豊岡市の全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な状態で暮らしていることを目指す方向性にしようということでございます。その方向性に向けて目指す状態を戦略目的として、子供が笑顔で生き生きと育っているとしています。

この戦略目的を達成するために、4つの主要手段を考えました。主要手段1は、子供の多様性が尊重され、自己肯定感を持って自分らしく暮らしている。主要手段2は、安心して妊娠・出産ができています。主要手段3は、安心して子育てができています。主要手段4は、地域（ご近所・地区・地域コミュニティ・企業）が子供・子育てを応援している。この4つでございます。

主要手段1は、子供そのものをよい状態にして戦略目的を達成したい。主要手段2と3は、親をはじめとする子育て当事者の皆さんをよい状態にして戦略目的を達成したい。主要手段4は、地域の皆さんが子供や子育てを応援することで戦略目的を達成したいという考えでございます。

左のブロックですが、こちら豊岡市地方創生総合戦略から子供・子育ての関係部を抜粋しています。左上のほうにある豊岡市のちへの共感に満ちたまちづくり条例は、2012年に定めた条例で、命への共感となる取組を一つ一つ拡大していき、まち全体に満たされ、全ての市民の幸せを目的とするもので、その考え方は戦略体系図とつながっております。

10ページをご覧ください。ここから豊岡市こども計画骨子案でございます。大まかな内容をお伝えします。なお、今後子ども・子育て会議で審議することから、文言をはじめ戦略体系図や施策の体系も含めまして、変わる可能性があるということをご認識願います。

11ページをご覧ください。第1章、計画の策定にあたってです。1、計画策定の趣旨では、国の動向、本市のこれまでの取組、現状の課題、こども計画を策定し、命への共感につながることを記載しております。

続いて、12ページをご覧ください。2、計画の位置づけでは、こども基本法に基づくこども計画のこと、それと一体的に策定する計画のこと、また、戦略体系図を用いて2層構造とすることをここで記載しております。

3、計画の期間では2025年度からの5年間として、必要に応じて見直すこととしています。

13ページをご覧ください。4、計画策定の経緯では、国の動向、市の経緯を示しております。

5、他計画との関係では、14ページにかけてですが、基本構想や地方創生総合戦略など、他の計画と連携すること、整合を図りながら取り組むということをここで記載しています。

15ページをご覧ください。第2章、豊岡市の子育てを取り巻く現状です。この章では、本市の子供や子育てに関する現状について、グラフやアンケート結果を抜粋しながら記載する予定としております。

ちょっと飛びまして、20ページをご覧ください。第3章、計画の基本的な考え方です。1、基本理念では、戦略体系図の上位目的と併せて、「全てのこどもが、ウェルビーイングで暮らすまち 豊岡」と基本理念を定めております。

2、戦略体系図では、戦略体系図の詳細と、それに関係する施策を記載する予定としております。

21ページをご覧ください。3、施策の体系として、こども大綱を勘案して策定した体系図を記載しております。

22ページをご覧ください。第4章、施策の展開です。ここでは21ページで示した施策の体系図に沿って、各施策の内容を記載していきます。

続いて、23ページをご覧ください。こちら第5章、量の見込みと確保方策です。ここでは第3期子ども・子育て支援事業計画に必要な量の見込みと確保方策について記載します。

1ページにお戻りください。下の3、今後のスケジュールです。

まず、（1）子ども・子育て会議ですが、この資料に記載の日程で今後開催する予定としておりま

す。

続いて、(2)パブリックコメントを、資料では1か月程度としておりますが、2週間程度で実施したいと考えております。さらに、そこにはちょっと記載しておりませんが、11月には議員の皆さんへの説明のお時間をいただきまして、お考えをお聞かせ願いたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長(芦田 竹彦) 今、報告終わりました。

委員の皆さんで何か質問等があればお伺いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芦田 竹彦) よろしいですか。

○委員(田中藤一郎) たくさん聞きたいけど。

○委員長(芦田 竹彦) 聞きたいけど。

○委員(田中藤一郎) やめときます。22日。

○委員(須山 泰一) 明日でしょ。明日何かある。

○委員(田中藤一郎) 何か明日。明日聞けるん。

○委員(須山 泰一) 明日行きなったら。

○委員(田中藤一郎) ああ、ああ、明日あるん、何時から。

○委員長(芦田 竹彦) 暫時休憩します。

午後0時13分 委員会休憩

午後0時13分 委員会再開

○委員長(芦田 竹彦) 休憩を解いて委員会を再開いたします。

ほかに、皆さん質問があればお伺いをいたします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(芦田 竹彦) それでは、こども未来部の皆さんにつきましては、ここで退席いただいて結構であります。お疲れさまでございました。

ここで委員会を暫時休憩をいたします。

午後0時13分 委員会休憩

午後0時14分 分科会再開

○分科会長(芦田 竹彦) 分科会を再開いたします。

協議事項に戻りまして、(3)番の意見・要望のまとめに入ります。

まず、分科会意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議をいただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(芦田 竹彦) 暫時休憩します。

午後0時14分 分科会休憩

午後0時14分 分科会再開

○分科会長(芦田 竹彦) 分科会を再開いたします。

本日審査を行いました令和6年度一般会計補正予算の関係議案に対する当分科会の意見・要望について協議いただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(芦田 竹彦) なしという声が上がりましたので、分科会長の報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長(芦田 竹彦) 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ここで分科会を閉会をいたします。

午後0時15分 分科会閉会

午後0時15分 委員会再開

○委員長(芦田 竹彦) 委員会を再開をいたします。

次に、委員会意見・要望のまとめに入ります。

当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時16分 委員会休憩

午後0時16分 委員会再開

○委員長(芦田 竹彦) 再開いたします。

本日委員会で審査を行いました議案に対する当委員会の意見・要望につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

協議事項の４、閉会中の継続調査（審査）の申出についてであります。

議長に対して委員会重点調査事項を閉会中の継続調査（審査）事項として申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

最後に、その他についてを議題といたします。

その他、委員の皆さんから何か協議や意見交換等すべき事項があればご発言をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芦田 竹彦） ないようでしたら、以上をもちまして文教民生委員会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午後０時１７分 委員会閉会
